

令和7年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和7年度 企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

横浜市（以下、「本市」という）では、「企業版ふるさと納税を活用した横浜市まち・ひと・しごと創生推進事業（以下「本事業」という。）」に基づく、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、独自のネットワークやノウハウを活用し、多くの企業から本市への寄附を獲得する企業版ふるさと納税マッチング支援事業者への業務委託により、本事業を積極的に推進するための自主財源を捻出することを目的とする。

3 業務内容

本業務の受託者は、寄附対象プロジェクトである横浜市経済局所管「次世代イノベーション人材育成の推進」について、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

なお、受託者による寄附見込企業の紹介は、委託料額に影響することから、寄附見込企業を本市に取り次ぐ場合は、書面またはメールで行うこと。

次に掲げる支援業務内容の手法や体制を提案し、支援業務を実施すること。

（1）対象事業のPRと支援

受託者は、委託者が行う対象事業について、受託者の費用負担で資料等を作成し寄附募集のPR活動をする（事業紹介パンフレットやウェブサイト等の作成・企業版ふるさと納税に関する勉強会・情報提供等、形式は問わない。なお、資料等の郵送のため委託者の封筒が必要な場合は相談に応じるが、PR活動に係るパンフレットや資料等の寄附見込企業への郵送代・その他の経費は受託者負担とする）。また、受託者が行う対象事業のPRやベネフィット、企画等について必要な助言などの支援を行う。

（2）寄附見込企業のリストの作成

受託者は、対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、働きかけを行う寄附見込企業をリストアップする。寄附見込企業のリストは、委託者と協議を行い、対象の加除を行うものとし、委託期間中にも協議の上、リストの加除を行うことができる。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

（3）窓口業務・取次業務

寄附見込企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務（制度・寄附対象プロジェクトについての十分な説明、必要な打合せ・面会等の設定、寄附見込企業が反社会的勢力に該当しないことの調査、寄附申出書・各種意向確認事項シート等の提出、その他協議の上決定した調整事項に関する事務手続き等を含む）及び、寄附見込企業を本市に取次ぐ業務を行う。事業紹介等のために本市職員が企業へ同行した場合であっても、企業への打診や必要な連絡調整等、主たる活動は受託者が責任を持って行う

こと。

(4) 寄附見込企業への提案及び紹介

受託者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。なお、令和8年3月31日までの本市への入金をもって、寄附を獲得したものとみなす。受託者は、寄附見込企業からの寄附が実現するよう、委託者との面会や対話の場の設定も含めて、積極的なマッチング機会を提供する。

(5) 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

寄附企業と委託者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

(6) その他

遅くとも令和7年7月中には寄附見込企業への働きかけを開始するものとし、その取り組み方針を提案すること。また、過去に本市に寄附実績のあった企業へのアプローチについては速やかに着手し、定期的に連絡や訪問を行うこと。

契約締結後は速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。

4 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 委託料額

(1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

- ・ 寄附金額×委託料率 (※1円未満の単位は切り捨てとする)
- ・ 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

(2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内(消費税別)とする。

(3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

6 本業務委託に係る予算額(委託料額の上限額)

1,500,000円(税込)

7 条件・協議事項

(1) 受託者は、業務実施に当たり、横浜市契約規則、横浜市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

(2) 契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

(3) 受託者は、企業データを調査分析の上、本市にあらかじめ寄附見込企業のリストを提出すること。なお、協議の上、寄附見込企業は加除することができる。

(4) 受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本市との協議により定めるものとする。

(5) 本業務委託の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または仕様書に記載のない事項及

び疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、事前に本市の了解を得た上で業務を遂行すること。

(6) 本契約は、令和7年度予算が横浜市議会において可決された上、可決後以降に契約書を交わすことによって確定するものとする。

(7) 受託者は、寄附額が予算額を超えることが見込まれる場合には、委託者と別途協議を行うものとする。